

令和8年度 保育園・認定こども園・小規模保育室 入園手続き

入園を申し込む前に、よくお読みください。

【申請受付窓口】

〒366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市役所 こども未来部 保育課 保育係

TEL 048(574)8648

FAX 048(551)4480

岡部市民生活課 川本市民生活課 花園市民生活課



申請期間(期限)について

※土曜、日曜、祝日を除きます。

4月 入園	期間内 受付	令和7年11月4日(火) ~ 令和7年11月28日(金)
	期間外 受付	令和7年12月1日(月) ~ 令和8年2月18日(水) (期間内申請者の審査終了後に審査を行います。)
途中入園受付 (5月~3月)		希望する月の前月の10日まで (10日が土曜、日曜または祝日に当たる場合はその翌開庁日)

保育を必要とする事由と認定

保育園・認定こども園(保育認定)・小規模保育室(以下 保育園)とは、保護者の就労、病気などのため、保育が必要な児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

入園することができる児童は、保護者のいずれもが次のいずれかの事由により保育を必要とし、保育認定(2号・3号)を受けた児童です。

保 育 を 必 要 と す る 事 由	① 就労	1か月において48時間以上の労働を常態としていること
	② 妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと ※出産予定日の2か月後の末日で退園となります。
	③ 疾病・障害	疾病等の状態にある、または心身に障害があること
	④ 看護・介護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
	⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
	⑥ 求職活動※	求職活動を行っていること(起業準備を含む)
	⑦ 就学	学校に在学または職業訓練等を受けていること
	⑧ 虐待・DVのおそれがあること	

※求職活動を事由とする場合、利用時間は「保育短時間」となります。

認定区分			年齢	利用時間	施設区分
教育 認定	1号認定 ※	保育の必要性なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
保育 認定	2号認定	<u>保育の必要性あり</u>	満3歳以上	保育標準時間	保育園
				保育短時間	認定こども園
	3号認定		満3歳未満	保育標準時間	保育園 認定こども園
				保育短時間	小規模保育室

※1号認定を希望する場合は、直接施設へ入園申込みの手続きをしてください。

	新入園（４月入園）	年度途中入園（４月以外の入園）
入園 審査	希望の保育園に入園が内定した場合は、令和８年２月中旬に内定通知を発送します。それまで特に連絡は行いません。<u>ただし、市内園を希望のかた（市内在住者に限る）</u>で希望の保育園に入園できない場合は、審査期間中（令和８年２月中旬まで）に電話連絡いたしますので、次のいずれかを選んでいただきます。 ア 別の保育園を希望する。 イ 希望の保育園の空き待ちをする。 ウ 入園申込みを取り下げる。 選考の結果保育園に入園できなかったかたには、保育園入園保留通知書を令和８年３月上旬に送付します。 利用者負担額（以下「保育料」）・学童保育料に滞納がある場合は大きく減点となり、納付相談をしていない場合は期間外審査（１１月２８日までに申請したかたの審査終了後の空き状況による審査）に移行しますのでご注意ください。	入園が決定した場合、内定通知を送付します。 入園できなかった場合、保育園入園保留通知書を２０日頃送付します。 また、取り下げの連絡がなければ、空き待ちとなり、その年度の３月入園の審査まで審査対象となります。 ただし、保育の必要性が止んだ場合は、その時点で審査の対象外となります。（空き待ちのまま、出産予定日から２か月以上経過した場合等） <u>次の年度の申込みは別途必要となります。</u>
	市外の保育園を希望の場合には保育園が所在する市区町村でそれぞれ審査を行うため、すべての希望園の結果が分かり次第、内定通知書又は保留通知書を送付いたします。	
施設 見学	<u>入園希望施設は、申込書提出前に必ず見学をしてください。</u>保育園によっては見学ができない日もあるため、事前に見学できる日を直接施設へ確認して申込みをしてください。 【見学時に確認していただきたいこと（例）】 ・保育方針、行事、土曜保育、閉所日、保育時間、慣らし保育、給食提供日 ・保護者の費用負担（教材費、給食費、延長保育料、保護者会費等） ・児童の健康状態、気になること（アレルギー対応、発達、障害、病気、既往歴等）	
その他	・保護者のかたから提出していただいた申込書類等に基づき、保育の必要性の高い世帯（児童）から入園者を決定します。また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。 ・産休・育休明け等の理由で入園を希望するかたは、出生前であっても申込みを受け付けます。 ・転園申請について、入園決定後に元の保育園に戻る場合は再度新規入園の申請となります。 ・保育園入園審査結果について、通知発送前は電話でのお問い合わせに回答できません。 ・育児休業給付金の手続き等で入園申込書類の写しが必要なかたは、申請前にご自身で写しをお取りください。 ・「認可保育園等申込みに関する確認書」に記載されている確認事項や市ホームページにある「よくある質問」を必ず確認してください。 ・実際には入園希望の意思がなく保留を希望している旨の相談には応じられません。 またご提出された申請書類は通常どおり審査を行います。 ・入園保留となった場合でも、ハローワークにおいて育児休業給付金の延長が認められない場合があります。詳しくはハローワークにお尋ねください。	

保育園・認定こども園・ 小規模保育室の入園について	よくある質問	幼児教育・保育の無償化について
		

1 提出書類について

(1) 入園申込時の提出書類

	書類		備考
すべてのかたが提出していただく書類			
☐	① 入園申込書（教育・保育給付認定申請書）	入園申込児童 1人につき1枚	
☐	② 保育施設入園児童に関する確認書		
☐	③ 認可保育園等申込みに関する確認書は必ずすべての事項を確認したうえで、チェックを入れてお持ちください。同意の旨を②に署名してください。		
保育の必要性の理由により提出していただく書類（保護者または同居人1人につき1枚提出）			
☐	就労の場合	就労証明書	証明日から3か月以内のもの 内定を得ている場合も含む
☐	就労以外	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届（労働以外）	
添付 書類	妊娠・出産	母子手帳の表紙および出産予定日が記入してあるページの写し ※出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、退園となる月の 10日までに保育課へ連絡のあった場合のみ、確認後に実施 期間が1か月延長となります。（市内保育園のみ）	出産予定月から2か月を迎えた月の末日で退園
	疾病・障害	医師の診断書の写し、身体・療育・精神手帳の写し等	
	看護・介護	医師の診断書の写し、身体・療育・精神手帳の写し、介護保険被 保険者証の写し等	
	就学	学生証または合格証明書の写し、時間割等	
	災害復旧、虐 待・DVのおそ れ	※状況がわかるものの提出を求める場合があります。	
市外施設への入園を希望する場合に提出していただく書類			
☐	施設が所在する市区町村に申請締切日、深谷市所定の申請書類以外に必要な書類があるか確認し、その市区町村の申込締切日の1週間前までに深谷市へ提出		保護者ご自身で確認してく ださい
その他必要な書類			
☐	個人番号記載届※		単身赴任の場合等
☐	障害者手帳、医師の診断書の写し		入園申込児童や保護者に疾 病、障害等ある場合

※行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴い、保育園の申込みにマイナンバーの記載が必要になりました。入園申請に係る児童、世帯の状況の父母（別居を含む。）及び同居所に住んでいるかたの中で、令和7年1月1日または令和8年1月1日時点で深谷市外に住民票の登録があるかたがいる場合は、「個人番号記載届」に、申込み児童及び同居しているかた全員のマイナンバーを記載してください。申請受付時にはマイナンバーの確認及びマイナンバー法に基づく本人確認を行います。

(2) 入園決定後の提出書類

	書類	備考
育児休業中に申込をして入園が決定した場合		
☐	復職証明書 ※育児休業を取得した事業所（人事異動可）に復職することを前提に審査を行い入園を決定します。同一の事業所に入園月の翌月15日までに復職しない場合や、退職又は転職をした場合は退園となります。	入園月の翌月10日までに提出（提出がない場合は退園）
求職活動を理由として入園が決定した場合		
☐	就労証明書	入園月の翌々月10日までに提出（提出がない場合は退園）

◎証明書類は、保育園に児童を2人以上申し込む場合であっても、1部で結構です。

◎公立学童保育室と同時の申込みの場合は、原本を保育園、写しを公立学童保育室の申込みに使用してください。

虚偽の申請は無効となります。入園承諾後においても、その承諾は取り消しとなります。

2 入園してから

(1) 保 育 時 間

各月の1日が入園日となります。保育時間は園によって異なりますので、各保育園に直接お問い合わせください。

(2) 入園当初の保育

入園当初、新規入園児童が集団生活に慣れるまでの間は短時間保育となる場合があります

(3) 給食（市内保育施設）

3歳未満児 完全給食（主食代と副食代は保育料に含まれています。）

3歳以上児 完全給食（別途主食代と副食代がかかります。）

※アレルギー対応に関し、公立保育園では、医師の診断による「生活管理指導表」を提出していただく上でご相談できます。私立保育園については各保育園に直接お問い合わせください。

(4) 変 更 の 届 出

次の場合は必ず保育課または各総合支所市民生活課で手続きを行い、園へ伝えてください。

なお、二次元コードが記載されている手続きはオンライン申請が可能です。

	提出物	提出期限等	
家族構成が変わるとき 氏名が変わるとき 連絡先・居住地が変わるとき	教育・保育給付認定変更届出書	※変更が生じた時点で 手続きをしてください。	
仕事先が変わるとき	就労証明書	※早急に就労証明書を提出してください。	
仕事を辞めたとき	教育・保育給付認定変更申請書 教育・保育給付認定及び施設等 利用給付認定現況届（労働以 外）	※変更が生じた時点で 手続きをしてください。 仕事を辞めた後、2か月 10日以内に就労証明書 の提出がない場合は 3か月で退園となります。	
保育の必要量が変更になるとき	教育・保育給付認定変更申請書	毎月20日までに申請 してください。翌月分 からの変更となります。	
退園するとき	教育・保育給付認定変更申請書	原則、退園する月の 10日までに手続きを してください。	

3 保育料、給食費（主食費・副食費）について

令和5年度より深谷市独自の事業として、保護者の所得にかかわらず、すべての児童の保育料が無償化されています。

なお、無償化前の保育料の算定は、入園児童の世帯の市町村民税額と当該年度4月初日の前日時点での児童の年齢を基に行います。原則は父母の市町村民税額の合算で算定を行いますが、以下①②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に含めます。

①ひとり親家庭の場合で母（父）の合計所得金額が48万円未満である場合。

②父と母がふたりとも合計所得金額が48万円未満である場合。

また、3歳以上児の給食費は保護者の負担となり、施設で徴収します。副食費は保護者の収入やきょうだいの人数により、免除の対象となる場合があります。副食費免除の対象の方には別途通知します。

- ・年収360万円未満相当の世帯
- ・第3子以降の児童